



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働七二)

〔告 示〕

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める組合を定める件(厚生労働二三九)  
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同二四〇)

〔官庁報告〕

国家試験  
C B T による平成三十一年度 I T パス  
ポート試験合格者(経済産業省)

〔公 告〕

裁判所  
諸事項  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
独立行政法人大学入試センター意見  
招請、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本  
私立学校振興・共済事業団共済規程  
等の一部変更、企業年金基金解散・  
清算人就任関係  
地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

六

三

四

省 令

○厚生労働省令第七十一号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第二十五条の三の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十四日

厚生労働大臣 根本 匠